## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会第10回議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会庶務)

1 日時

平成19年9月25日(火)13:40~14:50

2 場所

高松高等裁判所大会議室

- 3 出席者
  - (委員)井原理代,近藤浩二,佐藤武彦,西嶋吉光,松浦由記夫
  - (庶 務) 菅高松高等裁判所総務課長

(説明者)大善高松高等裁判所事務局長

4 議題

平成20年上半期の判事補から判事への任命及び判事再任候補者に関する情報収集について

## 5 議事

- (1) 平成19年2月27日付けで佐藤高松地方裁判所長が,同年7月25日付けで松浦高松地方検察庁検事正が,それぞれ委員に任命された旨の報告があった。
- (2) 委員の互選により,佐藤委員が委員長に選任された。
- (3) 佐藤委員が近藤委員を委員長代理に選任した。
- (4) 説明者として大善事務局長の出席が承認された。
- (5) 説明事項について

以下の事項の説明が庶務からあった。

- ア 第25回から第29回までの下級裁判所裁判官指名諮問委員会議事内容の 骨子について
- イ 本日の審議資料について
- ウ 最高裁から中央の委員会に諮問された平成20年2月から9月までの裁判 官指名候補者について

- エ 中央の委員会から当地域委員会に情報の収集を依頼された, いわゆる重点 審議者について
- (6) 裁判官指名候補者及び重点審議者に関する情報収集について
  - ア 裁判官指名候補者については、現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に対し、裁判官指名候補者の名簿を提供して情報収集を行う。具体的には、現任庁に対応する庁会に所属する検察官又は弁護士の各人から、裁判官指名候補者の指名の適否に関する情報があれば、当地域委員会あてに情報を提供してもらうことにし、その締切期限を10月30日(火)とした。
  - イ 裁判官指名候補者のうち重点審議者については,併せて前任庁に対応する 検察庁と弁護士会にも情報提供を依頼することとした。
  - ウ 検察庁及び弁護士会に対する情報収集の依頼文書の内容については,従前 のとおりとした。
- (7) 地域委員会に提出された情報の処理について
  - ア 本日までに重点審議者に関する情報が4件提供されているが、それを含め、 今後、地域委員会に提供された情報は、いつでも閲覧ができるよう高裁総務 課事務室にファイリングをして備え置くこととした。なお、情報が提供され た場合には、その旨を各委員に速やかに連絡することとした。
  - イ 上記締切期限を徒過して情報が提出された場合等については,委員長と委員長代理とで協議し,必要な場合には各地域委員に持ち回りの方式で諮ることとした。
- (8) その他

西嶋委員から以下の2つの事項について提案があり,下級裁判所裁判官指名 諮問委員会に報告することとなった。

ア 現任庁での勤務期間が短い裁判官指名候補者については,現在庁に対応する検察庁,弁護士会では情報が少ないため,裁判官指名候補者全員について, 前任庁に対応する庁会にも照会すべきではないか。 イ 地域委員会では,充実した審議をするため,裁判官指名候補者全員について,重点審議者と同様に,所長が作成する「判事任命希望者に関する報告書」を資料として提供していただきたい。

## 6 次回期日

次回期日は,10月31日(水)午後1時30分とし, 予備期日を,11月15日(木)午後3時とした。